平成２８年（フ）第２０５号
長野県松本市大字笹賀5087番地23　二子団地Ａ２－15
債務者　富田　好和
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４００号
名古屋市守山区森孝１丁目1711番地　サカイビルＦａｃｅＭ　４－Ｂ
債務者　三浦　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４４号
名古屋市南区元鳴尾町142番地の１　シャンテコート101号
債務者　吉田光秀ことＣＨＵＮＧ　ＫＷＡＮＧ　ＳＯＯこと　鄭　　光秀
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４５号
名古屋市南区元鳴尾町142番地の１　シャンテコート101号
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３４号
名古屋市緑区東神の倉３丁目1033番地
債務者　伊藤　真一
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５８号
名古屋市西区南堀越１丁目５番23号　服部ハイツ２Ｃ号
債務者　奥原　義彦
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目13番17号　ラポール東難波202号
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２０号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵189番地の１　インフィニティ・ドゥ101号
債務者　秋場　博中
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３３３号
奈良県大和郡山市小泉町2150番地　ピノハイツビス203号室
債務者　荒牧真由美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５０号
奈良県生駒市北新町21番27号
債務者　濵川　安紀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１５９号
奈良県桜井市大字大福533番地の２　２号室
債務者　明﨑　史子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
奈良県磯城郡田原本町152番地の３　ソシア田原本502号室、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町81番地の34
債務者　松塚　和彦
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市覚寺181番地　ウェルフェア北園渡辺病院、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南５丁目205番地
債務者　谷上かよ子
法定代理人成年後見人　篠島　直子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
広島県竹原市東野町1805番地
債務者　羽田　勝二
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１８５号
徳島県板野郡松茂町広島字小ハリ16番地８、旧住所徳島県徳島市庄町４丁目99番地の８
債務者　大谷　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455番地５　メゾン・ド・セシリアⅡ503号
債務者　一木　武文
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
愛媛県四国中央市上柏町12番地４　レオパレスタウンコート110号
債務者　眞鍋亜由美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　松山地方裁判所西条支部